

● Q&A

Q1:どんな方が相談できますか？

A1:障害種別は問いません。手帳を持っていない方でも相談できます。また、ご本人だけでなく、家族、支援機関等からの相談にも応じます。また、ご本人の就労前・後のタイミングを問わず、ご相談に応じます。

Q2:登録しなくても利用できますか？

A2:できます。まずはご相談下さい。ご本人、関係機関(事業主等含む)と一緒に主訴の整理をし、何が出来るかを考えます。

Q3:仕事を紹介してもらえますか？

A3:職業の斡旋は行っていません。ハローワーク等を活用しながら、ご本人の求職活動をサポートします。

Q4:生活面の相談は受けられますか？

A4:就労を前提としつつ、それに付随した生活面の課題について、関係機関と連携しながら対応します。(区のケースワーカー、基幹相談支援センター、生活支援センター等と連携します)

Q5:就労に向けたトレーニングはできますか？

A5:日々のトレーニングを目的として通う場所ではありません。就労準備についての相談に応じています。トレーニングを希望する方には、就労移行支援事業所や公共職業訓練などをご案内ください。

Q6:利用するのに費用はかかりますか？

A6:利用にあたり、費用はかかりません。(交通費等は自費です。)

Q7:就労移行支援事業所との違いを教えてください。

A7:就労移行支援事業所は、障害者総合支援法に定められた就労訓練のための通所施設です。就労支援センターは、ご本人・関係機関(事業主含む)からの相談を受け、地域で支える支援体制をつくる横浜市独自の相談機関です。

Q8:就労定着支援事業所との違いを教えてください。

A8:就労定着支援事業所は、月一回の対面支援を原則としています。就労支援センターは、就労状況に応じた定着支援を行います。

関係機関の皆様へ

横浜市障害者就労支援センターについて

横浜市障害者就労支援センターでは、就労を希望している障害者や就労している障害者を対象に、障害者本人への継続した支援と、事業主側への支援を関係機関と連携して行います。

● 対象者について

- ① 原則、横浜市内在住の方になります。
- ② 障害種別(身体障害・知的障害・精神障害等)は問いません。
(横浜市精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は精神障害者を対象)
- ③ 障害者手帳のない方(自立支援医療証を利用されている方等)の相談も可能です。
- ④ ご本人だけでなく、関係機関の皆様からの相談にも対応します。

● 利用について

- ① ご本人の居住区に関わらず、どのセンターでも利用できます。
- ② どのような状況(求職中、就労中等)でも相談可能です。
- ③ まずは、お気軽にご相談ください！
※ 関係機関(事業主等含む)がある場合は、支援者(事業主等含む)の方からご連絡を頂き、まずは一緒に主訴の整理、課題の把握や支援の方向性を共有します。
また、必要に応じて支援の役割分担の協議等を行い、その後の相談が進みやすい支援体制をつくります。

● 横浜市障害者就労支援センター(横浜市HP)

横浜市 就労支援Q



発行:横浜市障害者就労支援センター連絡会
横浜市健康福祉局障害自立支援課就労支援係
発行日:令和3年1月20日

関係機関との連携

ハローワーク・労働機関

- (相談例)
- ・一人で応募しているが採用に結びつかない。
- (就労支援センターの対応例)
- ・チーム支援会議への参加
 - ・強み、興味、適性の把握
 - ・雇用指導官との職場開拓等

区役所

- (相談例)
- ・就労可能か？どのような支援が必要か？
 - ・どの機関が、何を支援する？
- (就労支援センターの対応例)
- ・ケース会議への参加
 - ・強み、興味、適性の把握

相談支援機関

(基幹、生活支援センター、計画相談等)

- (相談例)
- ・利用者が就労を希望しているが、就労可能かどうか分からない。
 - ・就労後の生活、健康状況の悪化、障害の重度化
- (就労支援センターの対応例)
- ・相談支援機関と伴走し、適正把握、職場環境、労働条件、配慮の見直し等

就労支援事業所

(A、B型、移行、定着支援)

- (相談例)
- ・利用者が就労を希望しているが、どのように進めたら良いのか分からない。
 - ・利用者が一般就労へ移行したい
 - ・就労後、課題のある利用者への対応方法が分からない
- (就労支援センターの対応例)
- ・事業所への就労相談や支援の進め方のアドバイス
- ※上記サービス受給中の方は、所属機関が支援の中心になります。

横浜市障害者就労支援センター

- ①相談支援**
ご本人、関係機関（事業主等含む）と一緒に主訴の整理をし、何ができるかを考えます。
- ②就労に向けた支援**
関係機関（事業主等含む）と方針等を共有しながら求職活動をサポートします
- ③職場定着支援（フォローアップ）**
就職後に起きる課題等に対し、職場や地域社会で支える事ができるよう、支援体制をつくります

事業主・企業団体

- (相談例)
- ・障害のある人の採用方法、仕事は？
 - ・採用したけれど定着しない
- (就労支援センターの対応例)
- ・市が行う就労啓発事業との連携
 - ・企業ニーズ把握、雇用ノウハウ提供
 - ・職場環境、適切な配慮のご提案

特別支援学校・一般校 専門・大学等

- (相談例)
- ・職場定着の相談、各種課題への対応
 - ・障害のある学生の就労支援
- (就労支援センターの対応例)
- ・就労の課題に対する連携支援
 - ・障害理解、適性把握、求職活動支援等

医療機関・デイケア

- (相談例)
- ・就労すると体調を崩しやすく、治療と就労の両立が困難
- (就労支援センターの対応例)
- ・仕事と治療が両立できるように、仕事内容や配慮、自己管理等を支援
 - ・体調変化と就労状況を関係者で共有

生活訓練事業所

(生活介護・自立訓練施設)

- (相談例)
- ・利用者が就労を希望しているが、就労経験がなくイメージが乏しいため、進め方が分からない。
- (就労支援センターの対応例)
- ・事業所への、就労相談や支援の進め方のアドバイス
- ※上記サービス受給中の方は、所属機関が支援の中心になります。